

## 【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能表示をすること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する



社会全体の建築物ストックの省エネ改修等が促進することを期待

## 【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】

**躯体の省エネ改修**  
天井、外壁等(断熱)  
開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等

**高効率設備への改修**  
空調、換気、給湯、照明 等

**断熱材**  
(例:グラスウール)

**窓サッシ・窓ガラス**  
(例:複層ガラス)

**高効率空調設備**

**LED照明**

**バリアフリー改修\***  
廊下等の拡幅  
手すりの設置  
段差の解消 等

**省エネ性能の表示**

**スロープの設置**

※省エネ改修工事に併せて実施するもの

## 【事業の要件】

- 以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の改修工事
- ①躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
  - ②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること  
(ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上)
  - ③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
  - ④改修後に耐震性を有すること
  - ⑤省エネ性能を表示すること
  - ⑥事例集への情報提供に協力すること 等

## 【補助額・スケジュール等】

- <補助対象> (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用
- <補助率> 補助対象工事の1/3
- <限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)  
※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能
- <事業期間> 原則として当該年度に事業が完了